

老人福祉センターの建築計画に関する研究 第1報

林 金 之

A study of planning the welfare center for the aged

—Report I—

Kaneyuki HAYASHI

In planning better facilities of the welfare center for the aged, it is necessary, in the first place, to verify the real problems after grasping characters and functions of the existing centers and their actual situation of the use.

To begin with, We have started the study from the housing point of view, and this is the summary of my conclusion derived from 58 places scattered throughout the country, investigated as of Oct. 10, 1967, by inquiry concerning environments, business conditions, scales, state of the use, etc. and also by survey and analysis of the actual circumstances of private users and the extent of their facility utilizations in big cities where traffic network has been highly developed, in the examples of public establishments at Tokyo Setagaya, Tokyo Itabashi, Musashino and Nagoya.

はじめに

我が国に於ける戦後の経済発展はその主要因である技術、労働、資本の充実により著しい進展をとげてきており、福祉国家への道を邁進しているわけであるが、それに伴い近代の社会体制下でつちかわれてきた物質的生産に価値基準をおく社会状況は、生活理念の変革により人間生命の保護と育成に重大な価値をみい出して、老人の広範囲な生活保障の確立を目的とした老人福祉を充実化させてきている。その一貫としての老人福祉センターは無料又は低額な料金で老人に対し各種の相談に応ずると共に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、主として居宅老人に健康で明るい生活を営ませることを目的としたものであり、設置標準が昭和38年7月に老人福祉法にも加えられてきたが、その建設指標は曖昧模糊としている。

○研究の目的 老人人口の増加や福祉政策の重視等と相まって、老人福祉センターの役割は我が国でも重要視され、年々整備されつつあるが、現状ではその目的を十分に達しているとは思われない。老人福祉センターに関する建築計画的基礎資料については近年における建設量の増加にも拘らず、今だに把握されていない点が多く、センターの建築計画に当っては当事者の判断のみに頼っている状態である。従って今後の建設に当たってまず必要とされることは、立地条件、利用状況、利用圏、

施設規模、運営方法などを明らかにして、問題点の発見に努めると共に、地域分布計画を作成し、計画的建設を進めることであろう。

本稿は、センター建築計画の基礎資料を得るために行った全国の老人福祉センター施設の現況に関する調査結果の報告である。

その1 性格と機能

○調査対象と方法 昭和38年に老人福祉法により制定された老人福祉センターとして、昭和42年9月末までに厚生省の認可を受けて業務を開始している全国58施設に対してアンケート調査を行うと共に、利用状況についての実態調査を行い、これを分析し、建築計画に際して問題とされる機能や性格に対する考え方の方向を探ろうとする。なお、アンケート調査は昭和42年10月末日付にて行なった。発送数58施設、回収数54施設、(回収率93.1%)

○調査結果 調査内容は各施設の実情を把握する事を目的として、施設の立地概況、業務内容、建築規模、利用状況、各室の使われ方、管理方法等多岐にわたるが、本稿は主に施設の設置方法、立地環境、業務内容、利用者数について述べ、福祉センターの機能と性格を明らかにする。

(i) 施設の設置方法について 施設建設量の経年変化を設置主体別にみると図1-1の如くであり、全体の

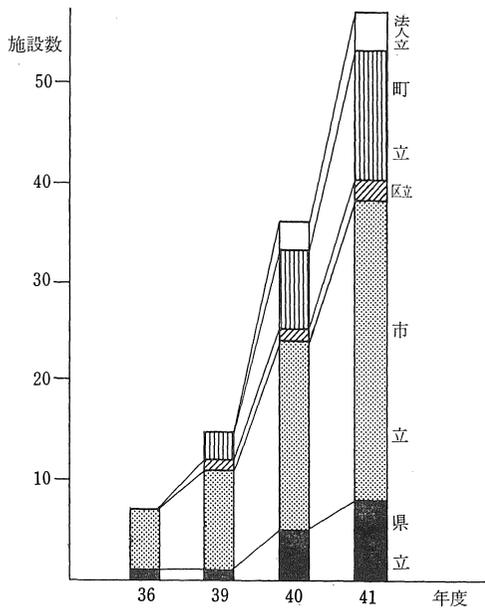


図 1-1 経年累積施設数

に建設量は増加してきているが、施設数は数県（東京都、静岡県、大阪府、兵庫県等）を除き各県に1~2ヶ所程度と今だ試作的段階であり、福祉政策の立遅れはおおむねなく、とても地域全体の福祉に供される状態ではない。施設の設置事体の主流が発生当初より〈市立〉〈町立〉などに依っている事は、役所まかせの福祉意識や、老人福祉に対する社会の一般的認識の低さという日本の特質を示している。経営主体別による分類では〈府県〉-0, 〈市〉-22, 〈区〉-2, 〈町〉-13, 〈福祉法人〉-13, 〈財団法人〉-4, 施設となっている。

また、老人福祉センターが建築物に設置される方法としては、他の福祉厚生機能と共に一棟の中におさめ総合福祉センター化している場合（併用設置）と、老人福祉センター機能のみで独立している場合（独立設置）とがある。前者は都市部に多くみられ、全施設中20%程に達している。併用業務としては母子養育ホーム、保育園、結婚式場、老人ホーム等がある。総合福祉センターとしての利点としては、

- 施設設備の充実化が出来る。
- 住民に対するアピールが大きい。
- 老人による併用業務への働きかけが起りやすい。
- 利用者が気安すい気持ちで使用出来る。
- 運営面に於ける便利さや経費の節減となる。

等の点あげられるが、要はそれぞれの業務間に人的な相互交流があり老人の孤立感を軟らげられる事や、各々

の業務機能に関連性を持たせ相互依存が成立する事が大切なのである。なお、今後期待される併設業務としては病院、娯楽施設、幼稚園、授産施設、相談所等があげられよう。

(ii) 施設の立地環境について 老人福祉センター施設は原則として60才以上の居宅老人が利用対象であり、施設利用者の多くは現役を退いた老人が主である。それ故に施設の設置場所については利用方法や利用目的に対しても考慮を払い、周囲が良環境の地である事は勿論、交通の便や施設までの歩行距離、往来道路の交通量など来所環境にも充分留意し、多数の老人の福祉に供するものであることが望まれる。

(1) 最寄りの交通機関との関係について

図 1-2 は最寄鉄道駅から施設までの距離別施設数を表わしたものであり、最寄駅から遠距離に位置する施設も多い。遠方よりの利用者は乗物を乗り変えたり、かなりの歩行距離を有するものも多く、利用便に不自由を感じているようである。又歩行路が急な坂道であったり、悪路のため雨天の日の利用に苦勞する場合も多い。歩行時間10分以上のものは11施設あり、体力の劣る老人にとってかなりの労苦となっている。

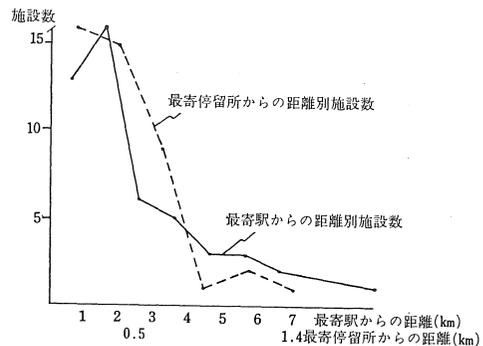


図 1-2 最寄交通機関からの距離別施設数

一般に立地環境の良悪と来所の便の良否とは相反する事が多いが、こうした老人施設にあっては何らかの運営的サービス（例えば、マイクロバスの運行）を施すことによって、利用圏の拡大をはかると共に利用に、際しての安全対策を必要とする。

(ii) 立地環境特性について 都市に建つ施設の中には静閑な住宅地で比較的好条件の施設もあるが、市街地に建つ施設もあり（11施設）往來に交通の頻繁な道路をひかえ危険を感じさせるものや、騒音になやまされている施設もある。しかし中には公園や神社等の中にも建つものもあり、交通の便の良さと共に良環境の地を得ている施設もある。一方、温泉、溪谷、海辺等観光地に設置された施設もあり、保養施設として広範囲の利用圏を持つ

ている。特に温泉を利用した施設は全国で12ヶ所あり、入浴を楽しみとする老人にとっては歓迎されるものである。

以上の如く施設の設置場所の交通便、利用便、環境の良悪は老人対象の施設では決定的条件となり、その利用率、利用圏に大きな差異を生じてくるのであるから、地域福祉施設として立地条件のより良い地を選ぶ事や、改善策を講じて利用しやすい施設としてゆくと共に、施設の配置分布計画について充分な考慮をほらう事が必要である。

(iii) 実施業務について 老人福祉法にうたわれている相談、健康増進、教養、レクリエーションのための機能をいかなる内容で実施し、他にどのような業務が行なわれており、その利用状況は如何かを調査したものである。

(i)相談業務としては身上、職業、法律等がその主なるものである。相談役は施設職員が当たっている場合が多い。なお、3施設で職業紹介を行なっており、高令者の就職に一役をはたしている。

(ii)医療業務としては、老衰期にあり病気の予防に対し積極的でない老人に親しく接し、健康管理の相談役となる事を目的として、嘱託医が診断及び健康相談に当る外、専任の保健婦が居て業務を推行している所も多い。(11施設)又、後退機能回復訓練室には電気按摩機、電気マッサージ機、手首輪転運動器、自転車走行訓練機、槽艇訓練機、輪投げ、低周波治療器、肩腕挙上運動梯子、エキスパンダ等の器具が用意され、疲労回復や後退機能の回復に利用されている。

(iv)家庭不満や孤独感を持つ者、時間的ゆとりを持てあましている居宅老人等は施設に来てレクリエーションに興ずる事を楽しみとする者が多く、利用目的の大半をしめている状態である。娯楽の種類としては談話、碁、将棋、民謡、踊り、テレビが好まれている。その他ステレ

オ、麻雀、積木、ピアノ、等も備えている所もある。スポーツとしては卓球、バトミントン程度である。趣味のけいこ事としてはお茶、お花、踊り、書道、手芸などを実施している施設が多く、他に詠歌、詩吟、陶芸、園芸などの講習を行なって老人の趣味育成につとめている所もあり老人の人気を得ている。又、催物としては映画会、演芸コンクール、各種研修会等が行なわれている。

(v)教養のための設備としては読書室が用意されているが、冊数も少なく利用者は限られた少数のものだけである。しかし定期的に各種講演会を開催して知識の修得を目指している施設もあるが、老人の関心は集まらない。

(vi)その他、施設外出張業務としては集団旅行、演芸観賞などを行っている所もある。保育園へ出向いての一日保育を実施した施設もある。施設側としては巡回健康診断を行なっているものが3施設ほどに見受けられる。授産業務を常時行っているものは、名古屋市立における裁縫、袋張りを除いては特に見受けられない実情であり、充実が望まれる。なお、入浴を楽しむ老人の数は極めて多く、センター業務としては大切なものであるが、無料を良い事として利用する者がかなり見られる事は問題あるところである。又給食業務を実施している施設もあり喜ばれているが、献立の種類に問題をかかえているところが多い。宿泊設備は特に保養を目的とした施設に完備されているが、都市に建つ施設で整えている所もあり、休養所として利用されているが使用者が固定化する恐れがある。

以上が各業務内容の主だったものであるが、それぞれの施設によりその内容や方法は異なり一定せるものではない。しかし、老人福祉センター施設はただ単に老人に対する遊びの場の提供だけであってならず、老後の広範囲な生活指導や老令期の余暇活動の指導と育成に努める

表1-1 各業務諸室の有無

(1) (2) (3)	相談室			医務室			後退機能回復訓練室			図書室			浴室			食堂			宿泊室		
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)
県 府 立	4	4		1	3	4	4	3	1	2	2	4	8			1	4	3	4	4	
市 立	13	14		11	6	10	16	4	7	17	7	3	26		1	14	4	9	5	4	20
区 立		2		1	1		2			2			2					2			2
町 立	4	6	2	4	3	5	8	1	3	7	2	3	12			6	1	5	3		9
法 人 立		2		2					1		2		2			1		1			2
計 (%)	21 (41)	28 (55)	2 (4)	19 (37)	13 (26)	19 (37)	30 (60)	8 (16)	12 (24)	28 (55)	13 (26)	10 (19)	50 (98)		1 (2)	22 (43)	9 (18)	20 (39)	12 (23)	8 (14)	33 (62)

(1)室名 (2)有無 (3)設置主体 (イ)ある (ロ)兼用 (ハ)ない

表 1-Ⅱ 年間各業務別延利用者数

	延利用人員	延相談人員	延医療相談	延レクリエーション	老人人口	延利用人員 老人人口
滝川市立	13,500	300 (2.2)	200 (1.5)	11,500 (85.2)	2,633	5.1
川崎市立	24,722	191 (0.8)	2,547 (10.3)	16,919 (68.4)	41,079	0.6
清水市立	36,523	600 (1.6)	600 (1.6)	31,500 (86.2)	18,172	2.0
名古屋市立	29,108	2,956 (10.2)	1,271 (4.4)	22,591 (77.6)	139,268	0.2
大阪市立	18,910	1,116 (5.9)	767 (4.1)	12,516 (66.2)	841,326	0.1
福山市立	6,379	10 (1.6)	—	4,180 (65.5)	16,885	0.4

事によってこそ老後の生活に光を与える施設の目的を達成出来るのである。概して老人は新しい場への参加に対する積極性に欠けるものであるから、適切なる指導が必要である。なお表1-Iは各業務諸室の有無についての調査結果を示したものであり各業務の実施状況が概観されよう。

(iv) 利用者数について 各業務別利用者数並びにその割合の一例は表1-Ⅱに示した如くであり、レクリエーション業務の利用率の高さがうかがえる。これを月別にみると、地方の町に設置されている施設は農閑期に多く(平月の3~4倍にもなる施設もある)農繁期に少い。大都市ではあまり差は認められないが、盛夏期に利用者が少くなる傾向にある。これは施設に冷房設備が無い事も影響していよう。又曜日別に見ると保養地に建つ施設では週末の利用が多いが、一般のものではウィークディに多数の利用者を得ている。施設の利用定員との関係では、大都市施設においては平日では満員になることも多く、利用者が固定化してしまい新利用者にとって参

加しにくい状態になるから、何らかの運営策を講じると共に規模や地域的配置計画を再考しなければならない。

なお延利用者数の老人人口に対する割合と居住地区から施設までの水平距離の関係の1例を見ると図1-3の如く利用地区が施設周辺部に集中しており、老人施設における距離的要因の重大さがうかがわれるのである。老人の足の問題を考えると、施設配置方法として中央センター方式によるか、“老人いこいの家、等との関連性を強く持たせた分散方式をとるか、その地域性について充分考慮して決定してゆく必要がある。

その2 利用実態について

○調査対象と方法 調査対象としては交通網の発達した大都市に設置され、しかも施設側がマイクロバスを巡回して老人を集めることを行なっていない日、換言すれば施設利用は老人の自主性によっている場合を取りあげ、その個人利用者の実態及び利用圏について調査を行った。対象施設の世田谷区立厚生会館(昭和42年11月29日晴のち曇り)武蔵野市立老人福祉会館(昭和42年12月22日快晴)については、調査員が利用者に個人質問し、アンケート用紙に記入する方法に依った、又板橋区立老人福祉センター、名古屋市立老人福祉センターについては、昭和41年度の利用実態について資料集収して、これに分析を行ったものである。

○調査結果 本調査は利用者の身上調査、家庭の状況、老人クラブへの参加状態、来所手段、来所所要時間、利用時間、利用回数、使用理由、施設の使用感等について調べたものであるが、本稿では建築計画に関連ある因素について述べることにする。

(i) 利用者について 調査日に於ける施設利用者数は、世田谷区立102名(男68名、女34名)武蔵野市立47名(男28名、女19名)である。一方、昭和41年度に

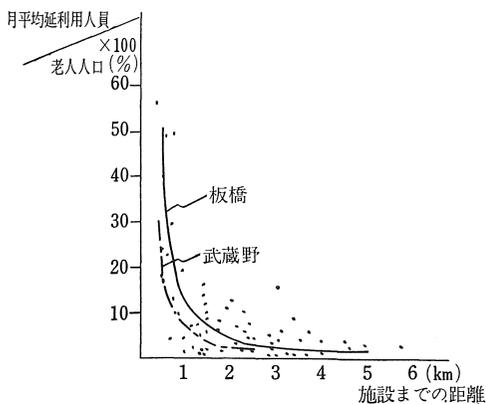


図 1-3 施設までの距離と延利用人員

於ける名古屋市立での延利用者数は32,274名（男 22,360名，女 9,914名）であり，板橋区立での延利用者数は33,745名（男15,623名，女18,122名）である。

(イ) 図2-1は来所者の年齢構成別に見た利用者数の割合であるが，65～75才の利用者が最も多く，体がまだ比較的丈夫でありながら暇が出来た隠居者の利用が多い。しかし，施設がこうした身体の丈夫な者や，暇をもてあましている老人のための遊びの場としての存在意義しか持ち得ないことは大きな問題である。思うに，施設の目的の一端には恵まれない環境の人や，病気で伏しがちな者，悩み苦しんでいる老人に対してこそ暖かい場を与え，老人のかかえた問題を解決するための指針を与えることの必要性が含まれていなければならない。

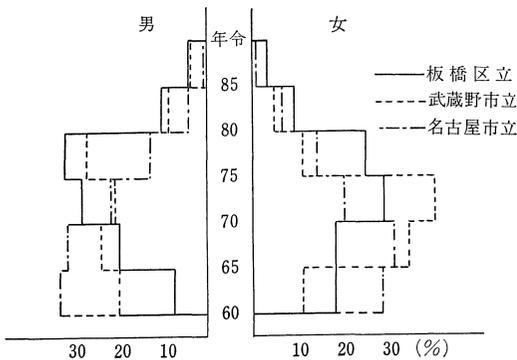


図 2-1 年齢構成別利用者数

(ロ) 図2-2は配偶者の有無，家庭に於ける仕事程度についてその割合を示したものである。男性では配偶者を有する者が多いが，女性では逆に配偶者を失った者の利用が多い。又性別を問わず自分の仕事を持たない老人によく利用されている。

施設名	性別	配偶者		仕事程度		
		有 (%)	無 (%)	自分の仕事を 持っている (%)	家事を手伝 っている (%)	何もしてい ない (%)
世田谷区立	男	76.7	23.3	19.4	3.2	77.4
	女	17.2	82.8	34.5	31.0	65.5
武蔵野市立	男	70.8	29.2	30.4	4.4	65.2
	女	26.3	73.7	0	15.8	34.2
名古屋市立	男	73.9	26.1	—	—	—
	女	26.4	73.6	—	—	—

図 2-2 配偶者の有無，仕事の有無

(ハ) 図2-3は来所所要時間別利用者の累積数を表わしたものであり，所要時間20分以内の者の利用が多く，40～50分位が利用範囲としてとらえられる。これを利用目的との関係について見ると，碁，将棋に越味をもつ老人は相手を求めてかなり遠方から来ているが，健康相談では近所の者にしか利用されていない。

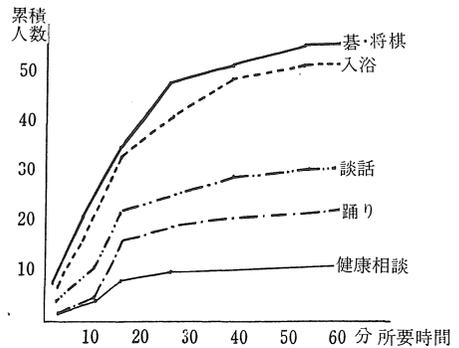


図 2-3 来所所要時間と目的

(ニ) 来所時間別による利用者数について見ると，図2-4のごとく男子ではAM 11時からPM 1時にかけて碁，将棋，入浴を楽しみに来所するものが多い，女子ではAM10時から11時頃に来所する者は踊り，談話を目的とする場合が多い。入浴のみを目的とするものはPM 2時から3時頃に来所する。浴室はPM 2時から4時にかけて満員になるのが常であり多くの施設で浴室の狭さを感じる。退所時間についてみるとPM 1時頃より退所する者が多少（女子に多い）いるが，殆んどPM 3時から終了時（PM 5時）に集中している。

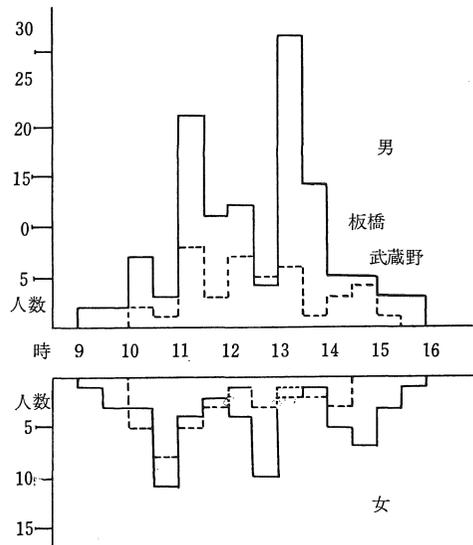


図 2-4 来所時間別利用者数

なお，滞在時間については図2-5の如くであり，目的別による際立った特性は認められないが，女子に於ける滞在時間で30分から1時間30分の者は入浴を目的とするものに多く，3時間から4時間30分の者は民謡を目的とした者に多い。男子では碁，将棋をする者は滞在時間が長くなり，殆んど室に入りずめの状態である。

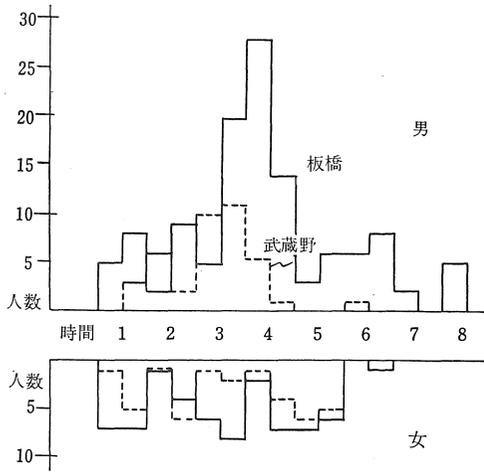


図 2-5 滞在時間別利用者数

(㊦) 月当たり利用回数を利用目的との関係に於いて見ると、図 2-6 の如く 20 回以上利用の者が男性に多く、常連化してしまっている事が伺える。これは狭い部屋のなかでなわ張りが出来てしまい、新利用者や趣味を持たない者の仲間入りを妨げ、施設全体に不愉快な空気をもたら

回数	目的	相談	談話	碁	将棋	テレビ	図書	理髪	入浴	その他	計
< 1		2	0						2		4
1 ~ 2		1	0				1	2	0		4
3 ~ 4		1	2	2	1	1	0	0	3		10
5 ~ 9		0	6	4	0	1	1	1	11	4	28
10 ~ 14		3	8	6	2	0	2	1	20	1	43
15 ~ 19		1	2	2	1	2	1		6		15
20 ~		2	2	23	12	2		2	12		65
計		10	30	37	16	6	5	6	54	5	169

図 2-6 月あたり利用回数と目的

す結果を導びき、巾広い福祉を拒むものであって運営に一考を要する。なお、入浴日は隔日のところが多い。

図 2-7 は利用者の居住地から施設までの直線距離と利用回数との関係を示したものであり、対老人人口比による利用実人員におけると同様近距離の者の利用頻度が極めて高くなっている事がわかる。

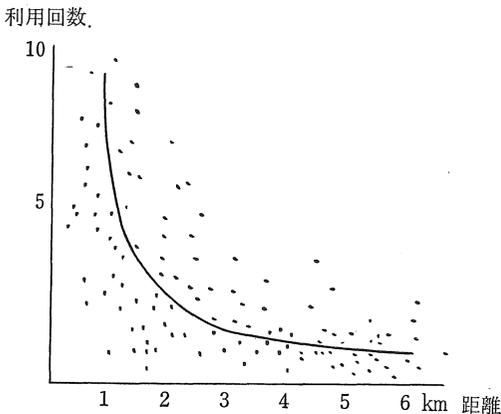


図 2-7 施設までの距離と利用回数

(ii) 利用圏について 施設は原則として各設置主体の管轄行政区の範囲内に於いて、誰でもが利用を認められている。しかし、施設までの距離や交通の便などによって利用率にかなりの地区差を生じているのが現状である。

図 2-8 は板橋区立(町丁別)と名古屋市立(区別)の対老人人口比による個人実利用人員と、居住地から施設までの直線距離との関係を表わしたものであり、距離的要因が利用率に及ぼす影響がわかる。なお、板橋に於ける利用率と距離の曲線式を $\Sigma \Delta$ 法により求め $y = 7.1 \times 10^{-8} + 2.8 \times 10^4 x^{-1.4}$ を得て

利用率 5.0% である為には、半径約 500M の円内

1.0%	〃	〃	1,000	〃
0.5%	〃	〃	3,000	〃

という結果が得られる。

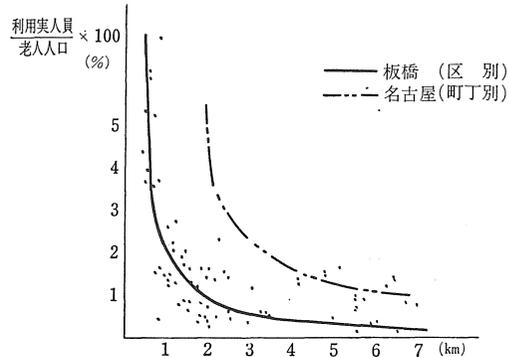


図 2-8 施設までの距離と施設利用率

以上の如く交通便のよい大都市に設置された施設であってもその利用範囲は主に施設周辺部に集中しているのが実情であり、地域的福祉施設としてのセンターはその配置計画や運営方法等について再考し、より充実した福祉施設とすることが望まれる。

○終りに 現存する施設はその数も少く、規範、内容ともに決して満足出来るものではないが、将来の施設計画は老人の利用可能範囲を考察して決定し、地域居宅老人に対して充分なる福祉の用に給するものでなければならない。この点に関して、本研究は施設の性格や機能を明らかにすると共に、利用の実態を把握し分散配置計画の基本要因となる老人の施設利用圏を明らかにして、今後の老人福祉センターのより充実した施設建設のための指針を与えんとしたものであり、その第 1 報である。

現在、人口の 1 割にすぎない 60 才以上の人口は昭和 60 年には 14% をこえ、現在の 1.5 倍の比重を占めることになるが、これと共に、老人福祉の必要性は増々重大化し老人福祉施設の充実が期待されるのである。

末記ながら細部にわたり、御指導頂きました日本大学理工学部、工博木下茂徳教授に感謝の意を表します、